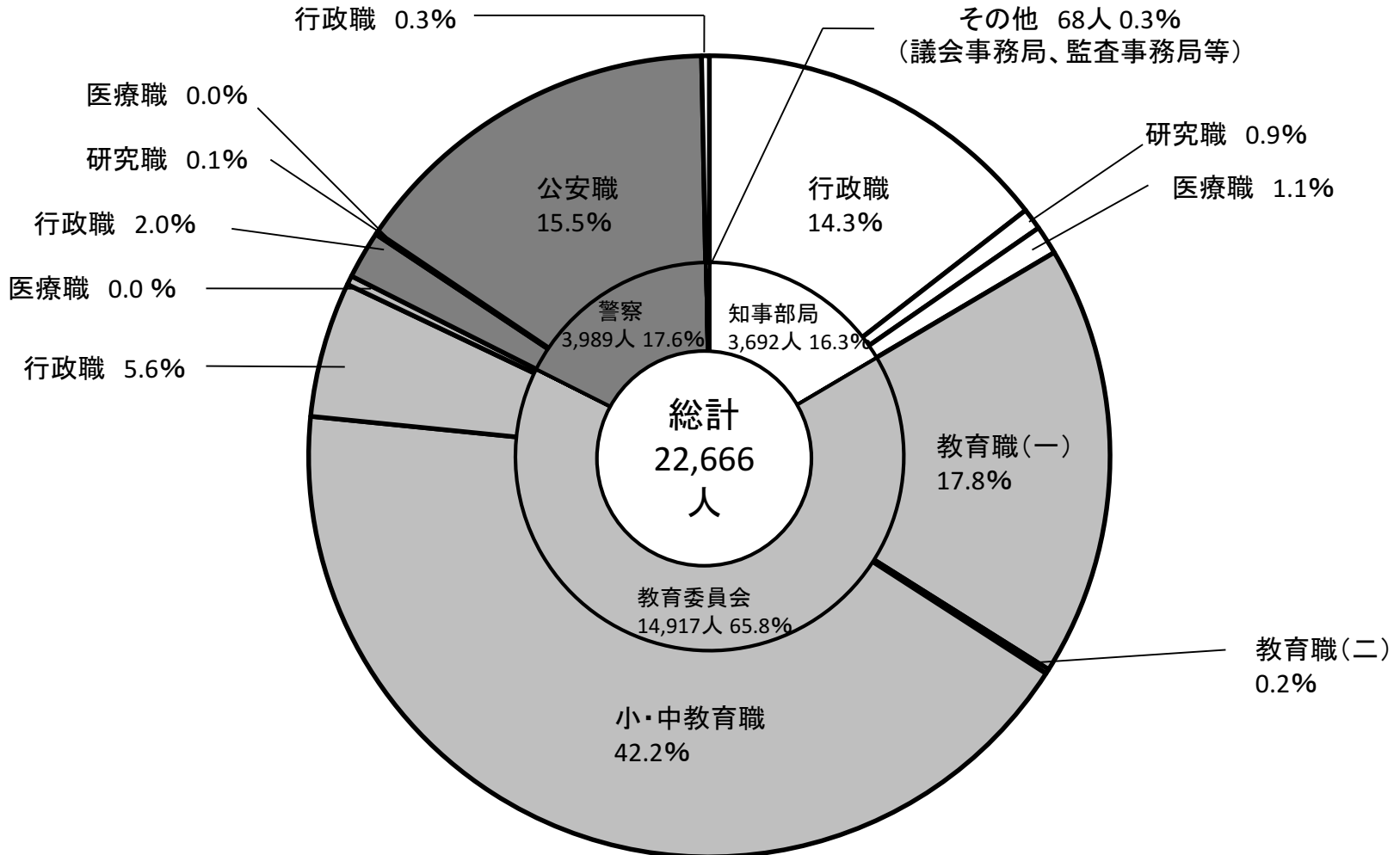


— 給与勧告制度の仕組み —

平成28年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員22,666人です。
(平成28年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
【県内256事業所抽出】

事業所別調査

給与改定等の
状況

ボーナス
昨年8月から
本年7月まで

従業員別調査

4月分給与
約9,100人を対象

職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:22,666人】

職員給与(行政職)と民間給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較(ラスパイレス方式)

県職員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較

情勢適応の原則
(民間準拠)
均衡の原則

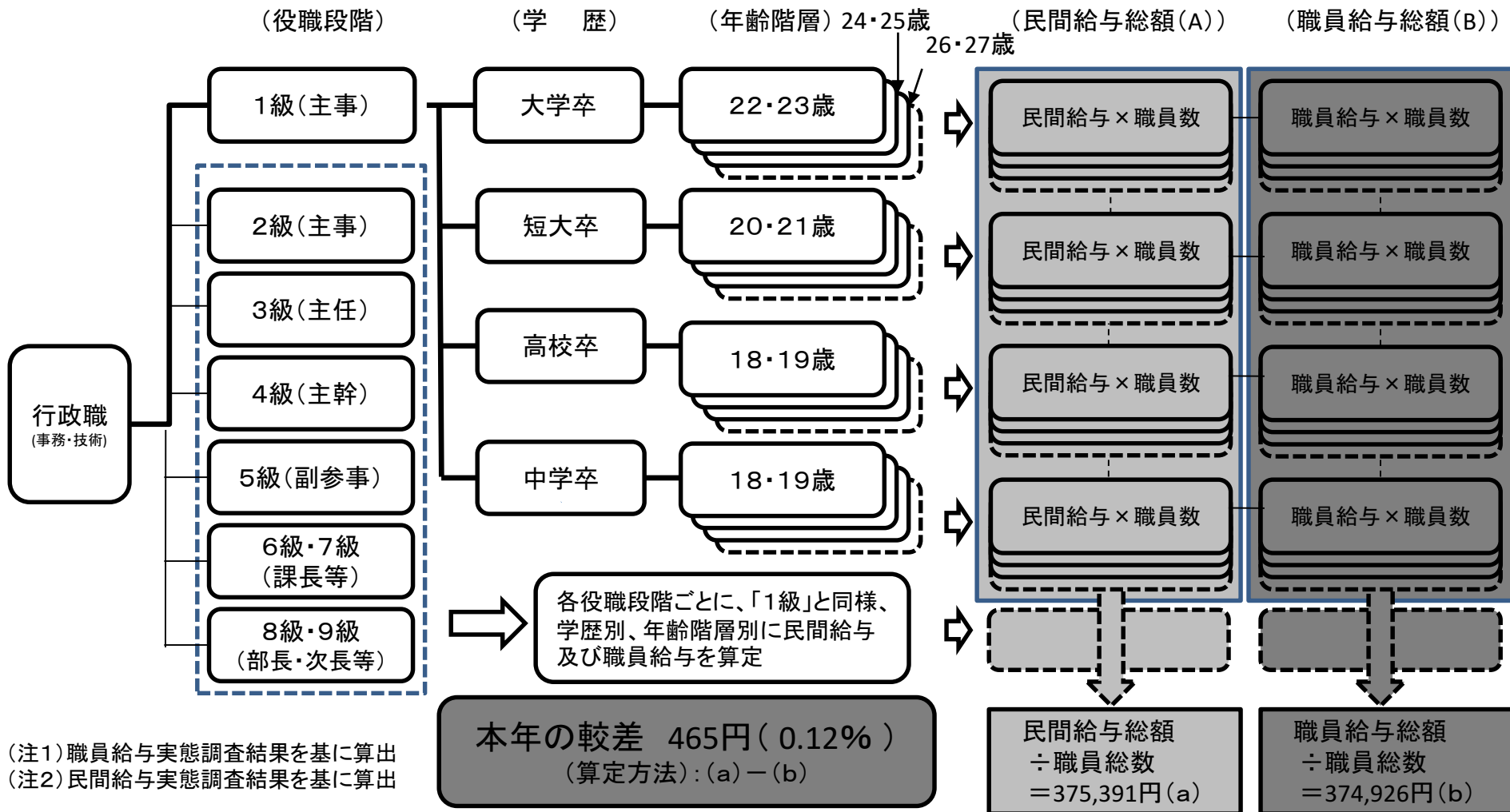
国家公務員
給与制度

給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出
(注2) 民間給与実態調査結果を基に算出

給与改定の内容

1 月例給

- ・改定率 0.12% 改定額 457円
- ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
- ・初任給引上げ(行政職 大卒 189,500円 → 191,000円、高卒 152,600円 → 154,100円)

2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.10月分引上げ(4.20月分 → 4.30月分)
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

3 初任給調整手当

- ・医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定

4 扶養手当

- ・配偶者に係る月額を他の扶養親族と同額(13,000円 → 6,500円)
- ・子に係る月額を引上げ(6,500円 → 10,000円)

5 実施時期等

- ・平成28年 4月1日: 月例給、初任給調整手当
- ・平成28年12月1日: 期末手当・勤勉手当
- ・平成29年 4月1日: 扶養手当(ただし、平成32年3月31日までの間に段階的に実施)

各年度における扶養手当の月額

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		配偶者	行政職給料表7級以下	13,000	10,000	6,500	6,500
行政職給料表8級	13,000		10,000	6,500	3,500	3,500	
行政職給料表9級	13,000		10,000	6,500	3,500	(支給しない)	
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000	
父母等	行政職給料表7級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	
	行政職給料表8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500	
	行政職給料表9級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)	